

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略) <u>令和5年10月16日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略)</p>	
<p>(株式等による回収等)</p> <p>第9条 日本貿易保険又は被保険者が代金、賃貸料若しくは対価の支払、借入金の償還又は前払金の返還（以下「代金等の支払等」という。）に代えて、回収に係る権利行使等の相手方から株式、社債又は公債等（以下<u>本条において</u>「株式等」という。）を取得した場合には、当該株式等に係る配当金及び売却代金等を受領した時に各約款に規定する回収があったものとみなす。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(株式等による回収等)</p> <p>第9条 日本貿易保険又は被保険者が代金、賃貸料若しくは対価の支払、借入金の償還又は前払金の返還（以下「代金等の支払等」という。）に代えて、回収に係る権利行使等の相手方から株式、社債又は公債等（以下「株式等」という。）を取得した場合には、当該株式等に係る配当金及び売却代金等を受領した時に各約款に規定する回収があったものとみなす。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(再投資先企業の株式等の担保設定に係る承諾)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、被保険者から保険契約に従って再投資先企業の株式等又は再投資先企業向け貸付金債権等（以下総称して「保険対象再投資先株式等」という。）に係る質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</p>	<p>(再投資先企業の株式等の担保設定に係る承諾)</p> <p>第18条 日本貿易保険は、被保険者から、<u>被保険投資の相手方、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者（以下総称して「被保険投資の相手方等」という。）が保有する保険契約の対象となる再投資先企業（被保険投資の相手方等が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）</u>の株式又は再投資先企業向け貸付金債権（以下総称して「保険対象再投資先株式等」という。）に係る質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、<u>日本貿易保険は、</u>条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和5年10月31日から実施する。</u></p>		